

# 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等における姫路市独自基準の適用関係について

## I 条例制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の公布により、従来、厚生労働省令で定められていた基準を、都道府県、政令指定都市及び中核市において条例で定めることとなったため、当該条例を制定しました。

## II 制定の内容

以下の基準を除き、厚生労働省令と同基準としています。

### 1 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (1) 共同生活援助の設備基準

内 容	共同生活援助に係る共同生活住居については、入所施設又は病院と独立した建物であり、かつ、入居者が地域住民、家族等との交流の機会が確保されている場合は、同一敷地内に設置することができるものとする。
理 由	入所施設等からの地域移行促進及び入所施設等との連携を可能とするため。

#### (2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定障害福祉サービスの事業の指定申請及び運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・ 指定事業者は、法人の役員が暴力団員等であってはならない。 ・ 管理者は暴力団員等であってはならない。 ・ 運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。

#### (3) 虐待の防止（平成30年10月追加）

内 容	事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。 ・ 従業者は利用者に対し虐待をしてはならない。 ・ 指定事業者は、自らが利用者のサービス利用時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心してサービスを利用することができるようにしなければならない。
理 由	虐待の防止の徹底のため。

## 2 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

### (1) 便所の設備基準

内 容	障害者支援施設において、新設及び改築に際し、便所にブザー又はこれに代わる設備の設置を義務付ける。
理 由	特別養護老人ホームにおいては、居室とトイレにブザーを必置としており、基準の平準化及び入所者の安全確保を図るため。

### (2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、障害者支援施設の指定申請及び運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・ 指定事業者は、法人の役員が暴力団員等であってはならない。 ・ 管理者は暴力団員等であってはならない。 ・ 運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。

### (3) 虐待の防止（平成 30 年 10 月追加）

内 容	事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。 ・ 従業者は利用者に対し虐待をしてはならない。 ・ 指定事業者は、自らが利用者の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心して日常生活を営むことができるようにしなければならない。
理 由	虐待の防止の徹底のため。

## 3 姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### (1) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型の規模

内 容	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型の定員下限を、平成33年3月31日までの間、10人以上とする。
理 由	整備を推進するため。

### (2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス事業の運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・ 管理者は暴力団員等であってはならない。 ・ 運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。

### (3) 虐待の防止（平成 30 年 10 月追加）

内 容	事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。 ・ 職員は利用者に対し虐待をしてはならない。
-----	---

	・事業者は、自らが利用者のサービス利用時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心してサービスを利用することができるようにしなければならない。
理 由	虐待の防止の徹底のため。

#### 4 姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

##### (1) 便所の設備基準

内 容	障害者支援施設において、新設及び改築に際し、便所にブザー又はこれに代わる設備の設置を義務付ける。
理 由	特別養護老人ホームにおいては、居室とトイレにブザーを必置としており、基準の平準化及び入所者の安全確保を図るため。

##### (2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、障害者支援施設の運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・施設長は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。

##### (3) 虐待の防止（平成 30 年 10 月追加）

内 容	事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。 ・職員は利用者に対し虐待をしてはならない。 ・事業者は、自らが利用者の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心して日常生活を営むことができるようにしなければならない。
理 由	虐待の防止の徹底のため。

#### 5 姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

##### (1) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、地域活動支援センターの運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・施設長は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。

##### (2) 虐待の防止（平成 30 年 10 月追加）

内 容	事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。 ・職員は利用者に対し虐待をしてはならない。
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、自らが利用者のサービス利用時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心してサービスを利用することができるようにしなければならない。</li> </ul>
理 由	虐待の防止の徹底のため。

## 6 姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

### (1) 暴力団等の排除

内 容	<p>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、福祉ホームの運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人は暴力団員等であってはならない。</li> <li>・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。</li> </ul>
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。

### (2) 虐待の防止（平成 30 年 10 月追加）

内 容	<p>事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は利用者に対し虐待をしてはならない。</li> <li>・事業者は、自らが利用者の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心して日常生活を営むことができるようにしなければならない。</li> </ul>
理 由	虐待の防止の徹底のため。